

## くじの取り扱いについて

三重県教育委員会事務局  
社会教育・文化財保護課  
三重県県土整備部  
都市政策課

本案件（鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業）の入札では、調達説明書 6(4)記載のとおり、総合評価点が同点かつ性能評価点も同点の者が存在し、落札候補者となるべき者が2人以上ある場合に、下記のとおりくじ引きを行い、落札候補者を決定します。

### 記

- ① くじ会場での受付順が早い者から順にくじを引きます。
- ② A4用紙に入札参加者数+5本分の線を引き、線の先には1番から線の本数分のくじ番号を不規則な順番で記入していますが、くじ引き時にくじ番号がわからないよう、くじ番号側を切り離した上で割り印をしてあります。
- ③ くじ対象者は、定められた順番に従い、任意の線の記名欄に会社名又は企業連合名を記入してください。なお、アミダくじではありませんので、会社名又は企業連合名以外の横線等いかなるものの記入、加筆等は認めません。
- ④ 全てのくじ対象者の記名が終わったら、切り離してあったくじ番号をあわせ、引いたくじ番号の一番小さい数字を引いた者を上位として順位を決定します。
- ⑤ くじ対象者で、くじを実施する日時に開札に立ち会っていない者又は出席していてもくじを引かない者がいる場合は、くじ引きを三重県職員に委任したものとみなし、発注者において入札事務に関係のない県職員の中から選任した者が代わりにくじを引くものとします。
- ⑥ 後日、くじで決定した落札候補者に落札資格がないと認められた場合は、くじ対象者の中らなくじ番号の次順位の者を落札候補者とするものとします。